

食品安全委員会第627回会合議事録

1. 日時 平成28年10月25日（火） 14：00～14：38

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 6品目

- | | |
|------------------|----------------|
| [1] アミノシクロピラクロール | [2] シアナジン |
| [3] ピラジフルミド | [4] フルチアセットメチル |
| [5] プロシミドン | [6] ミクロブタニル |

(厚生労働省からの説明)

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「イソフェタミド」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「シクラニリプロール」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フェナザキン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フルトラニル」に係る食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品、飼料添加物及び農薬「オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン」に係る食品健康影響評価について
- ・飼料添加物「*Schizosaccharomyces pombe* ASP595-1株が生産する6-フィターゼ」に係る食品健康影響評価について

(3) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山添委員、熊谷委員、吉田委員、石井委員、堀口委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 黒羽残留農薬等基準審査室長

(事務局)

川島事務局長、東條事務局次長、松原総務課長、関野評価第一課長、
鋤柄評価第二課長、岡田情報・勸告広報課長、池田評価情報分析官、
箴島リスクコミュニケーション官、橘評価調整官

5. 配付資料

- 資料 1 - 1 食品健康影響評価について
- 資料 1 - 2 「アミノシクロピラクロール」「シアナジン」「ピラジフルミド」「フルチアセットメチル」「プロシミドン」及び「ミクロブタニル」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について
- 資料 2 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<イソフェタミド>
- 資料 2 - 2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<シクラニリプロール>
- 資料 2 - 3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<フェナザキン>
- 資料 2 - 4 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<フルトラニル（第2版）>
- 資料 2 - 5 動物用医薬品、飼料添加物及び農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン（第3版）>
- 資料 2 - 6 飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<*Schizosaccharomyces pombe* ASP595-1株が生産する6-フィターゼ（第2版）>

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第627回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

厚生労働省から黒羽残留農薬等基準審査室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第627回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○松原総務課長 それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は8点ございます。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」、資料 1 - 2 が「『アミノシクロピラクロール』『シアナジン』『ピラジフルミド』『フルチアセットメチル』『プロシミドン』及び『ミクロブタニル』の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について」、資料が 2 - 1 から 2 - 4 までが、いずれも同じ資料名で「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料 2 - 5 が「動物用医薬品、飼料添加物及び農薬に係る食品健

健康影響評価に関する審議結果について」、資料 2－6 が「飼料添加物評価書案『*Schizosaccharomyces pombe* ASP595-1株が生産する6-フィターゼ（第2版）』」でござ

います。
不足の資料等はございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしいでしょうか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○松原総務課長 事務局において、平成27年7月1日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
--

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1－1にありますとおり、厚生労働大臣から10月11日付で農薬6品目について食品健康影響評価の要請がありました。

まず、厚生労働省の黒羽残留農薬等基準審査室長から説明をお願いいたします。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 厚生労働省基準審査課残留農薬等基準審査室長の黒羽と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料1－2に基づきまして説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、別添1でございまして、アミノシクロピラクロールという農薬でございまして。

本件につきましては、米国の基準を参照いたしまして、家畜の肉、乳等に対するインポ

ートトランス申請があったことから、食品安全基本法第24条第1項第1号に基づきまして、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

日本におきまして、農薬登録はされてございません。

用途は除草剤でございます。

国際機関、海外での評価状況でございますが、JMPRでは、ADIが3 mg/kg 体重/day、ARfDは設定の必要なしとされてございますが、国際基準は設定されてございません。諸外国においての基準値の設定状況でございますが、米国及びカナダにおきまして、家畜の肉、乳等に基準値の設定がされてございます。

食品安全委員会で評価していただきますのは、今回が初めてでございます。

続きまして、次のページの2品目、シアナジンでございます。

本件につきましては、農薬取締法に基づく適用拡大申請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。なお、ポジティブリスト制度導入時に設定いたしました基準値の見直しに係る評価につきましては、平成24年7月に依頼をさせていただいているところでございます。

本剤は除草剤、特に一年草の雑草に対する除草剤ということでございます。

日本におきましては農薬登録がされておりまして、ばれいしょ、たまねぎ、アスパラガスに対する適用がでございます。今回、ねぎへの適用拡大が申請されているものでございます。

国際機関、海外での評価状況でございますが、JMPRでは評価されておらず、国際基準もございません。諸外国におきましては、豪州においてばれいしょ、穀物等に基準値が設定されてございます。

先ほど説明いたしました、現在、食品安全委員会に初回の御評価をいただいているところでございます。

続きまして、3剤目、ピラジフルミドでございます。

本件につきましては、農薬取締法に基づく登録申請がなされておりまして、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤でございます。

日本においては農薬登録がなされておらず、今回、あずき、未成熟豆類、トマト等への新規登録申請がなされているものでございます。

こちらに「日本における登録状況（食用）」と書いてございますが、食用以外の牧草等にも使用されるということで、「（食用）」と書いてございます。

国際機関、海外での評価状況ですが、JMPRでは評価されておらず、国際基準もございません。また、諸外国においての基準もございません。

食品安全委員会で御評価いただくのは、今回初めてでございます。

続きまして、4剤目、フルチアセットメチルでございます。

本件につきましては、農薬取締法に基づく適用拡大申請があったことから、食品健康影

響評価をお願いするものでございます。

用途は除草剤でございます。

日本におきましては、農薬登録がされておりまして、とうもろこしに対して基準値が設定されており、今回、大豆への拡大申請がなされているものでございます。

国際機関、海外での評価状況でございますが、JMPRでは評価されておらず、国際基準もございません。諸外国におきましては、米国におけるとうもろこし、大豆を初めといたします作物に基準値が設定されてございます。

食品安全委員会の評価といたしましては、平成26年12月に評価結果をいただいております。ADIが0.001 mg/kg 体重/day、ARfDは設定の必要なしとなっております。

続きまして、5剤目、プロシミドンでございます。

本件につきましては、農薬取締法に基づく適用拡大申請があったことから、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤でございます。

日本におきましては、農薬登録がされており、大豆、ばれいしょ、キャベツ等に基準値が設定されております。今回、ズッキーニへの適用拡大が申請されているものでございます。

国際機関、海外での評価状況でございますが、JMPRでADIが0.1 mg/kg 体重/day、ARfDも同じ0.1 mg/kg 体重とされてございます。諸外国におきましては、米国におけるぶどうを初めといたしまして、ここに記載されておりますような作物に基準値が設定されてございます。

食品安全委員会での評価といたしましては、平成26年1月に評価結果をいただいております。ADIが0.035 mg/kg 体重/dayとなっております。

続きまして、6剤目、ミクロブタニルでございます。

本件につきましては、農薬取締法に基づく適用拡大申請があったことから、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤でございます。

日本におきましては農薬登録がされておりまして、りんご、ねぎ、トマト等に基準値が設定されてございます。今回、しそへの適用拡大が申請されてございます。

国際機関、海外での評価状況でございますが、JMPRでADIが0.03 mg/kg 体重/day、ARfDは妊娠可能な女性に対しまして0.3 mg/kg 体重とされてございます。

国際基準は、ぶどう、仁果類、畜産物に設定されてございます。諸外国におきましては、米国におけるぶどう、トマト、畜産物等を初めといたしまして、ここに記載されておりますような作物に基準値が設定されてございます。

食品安全委員会では2回評価を受けておりまして、直近の評価では、ADIが0.024 mg/kg 体重/dayとなっております。

最後になりますが、次のページの別添2でございます。食品安全委員会に評価依頼を2

回以上お願いしているものにつきましては、追加データを提出させていただいたものを列記してございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容について、御意見あるいは御質問がございましたら、お願いいたします。何かございますか。よろしいですか。

吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 1点、もし御存じだったら教えていただきたいのですが、プロシミドンなのですけれども、JMPRでもたしか2000年の前半にリスク評価をしていて、諸外国でも使用されていて、国際基準がなしとなっているのは何か理由があるのですか。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 済みません。詳細は今この段階では分かりませんので、調べてお答えするという形をとらせていただきたいと思います。

○吉田委員 よろしくをお願いいたします。

○佐藤委員長 では、後ほどよろしくお願いいたします。

他に何か御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

2番目のシアナジンの日本における登録状況、食用というのは御説明いただいたのですけれども、「一年生雑草」と右の方に書いてある、これはどのようなことでこう書いてあるのでしょうか。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 シアナジンにつきましては、用途が除草剤でございますので、どのような雑草に対して効果があるのかというのが登録上されておりまして、シアナジンについては、一年生の雑草に対する除草効果があるということで記載しています。

○佐藤委員長 このような適用作物があるところに生えている一年生の雑草で、多年生の雑草にはまかないという理解でいいのですか。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 はい。登録上はそうなっております。

○佐藤委員長 分かりました。

他に何か御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

ただ今厚生労働省から御説明いただいたもののうち、フルチアセットメチル、プロシミ

ドン、ミクロブタニルの3品目については、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

また、今回の諮問に当たり試験成績等が追加提出されておりますので、同委員会決定の1の(2)の規定により、担当の吉田委員から、先ほどの厚生労働省からの説明及び今回追加で提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて、御説明をお願いできますでしょうか。

○吉田委員 分かりました。

フルチアセットメチルにつきましては、植物体内における代謝試験等の結果が、プロシミドンにつきましては、急性神経毒性試験等の結果がそれぞれ追加されているため、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるかと認められます。

ミクロブタニルにつきましては、試験成績としては作物残留試験の結果のみが追加されているため、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないと考えます。しかし、農薬専門調査会におきましては、急性参照用量の設定が進めされておりますので、今回の評価要請とともに急性参照用量の設定を含めて農薬専門調査会で調査審議を行うこととしてはいかがでしょうか。

シアナジンにつきましては、平成24年7月23日に評価要請の説明がなされ、農薬専門調査会が担当の専門調査会でありますことから、あわせて調査審議を行うこととしてはいかがでしょうか。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の御説明によれば、フルチアセットメチル及びプロシミドンについては、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるかと認められることですので、農薬専門調査会で調査審議する。それから、ミクロブタニルについては、農薬専門調査会で調査審議する。さらに、シアナジンについては、既に担当されている農薬専門調査会で調査審議するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 それから、アミノシクロピラクロル、ピラジフルミドについては、農薬専門調査会において審議することといたします。

黒羽室長、ありがとうございました。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

農薬4品目、動物用医薬品、飼料添加物及び農薬1品目、飼料添加物1品目に関する食品健康影響評価でございます。

まず、農薬4品目に関することですが、本件については、専門調査会における審議、意見・情報募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○関野評価第一課長 それでは、お手元の資料の2-1から2-4まで4種類を御用意ください。今回4つの資料で御用意しました剤は、いずれも今年9月6日の食品安全委員会で、調査会での審議結果について御報告させていただきまして、その翌日の9月7日から10月6日まで、国民からの意見・情報の募集を行ったものになります。本日、その結果について御報告をさせていただきたいと思っております。

その前に、それぞれの剤について少し評価結果のところを中心におさらいをさせていただきたいと思っております。

まず、資料2-1、イソフェタミドについてでございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。イソフェタミドに関する概要を書いておりますが、8ページの冒頭でございますとおり、今回の評価に関しましては、新規の農薬登録申請に係る評価及びインポートトレランス設定の要請を受けた形での評価ということになります。

食品健康影響評価につきましては、42ページの下から4つ目の段落の下に書いてございます。農産物中の暴露評価対象物質に関しましては、親化合物のみと設定されておりまして、その次のページ、43ページになりますが、ADIに関しましては、イヌの1年間慢性毒性試験の結果に基づき設定されてございます。

そして、急性参照用量に関しましては、ウサギの発生毒性試験の結果から得られた無毒性量をもとに設定されております。

国民からの意見・情報募集の結果については、まとめて後ほど御報告させていただきます。

次に、資料2-2をお願いいたします。殺虫剤に該当します、シクラニプロールでございます。

本剤の概要は、6ページから7ページにかけて記載がございます。7ページの「開発の経緯」を御覧いただきたいと思いますと思っておりますが、今回の評価に関しましては、新規の農薬登録申請に係る評価依頼ということで評価書案を作成いたしました。

食品健康影響評価が38ページ、39ページにございます。38ページの下から4つ目の段落

にございますとおり、暴露評価対象物質に関しましては、親化合物のみと設定されております。そして、ADIにつきましては、このページの一番下でございますが、イヌの1年間慢性毒性試験の結果から得られた無毒性量をもとに設定されてございます。

次の39ページになりますが、急性参照用量に関しましては、今回提出された試験結果について検討したところ、単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められませんでしたので、急性参照用量に関しましては設定の必要なしという結論でございました。

次に、資料2-3をお願いいたします。殺虫剤・殺ダニ剤のフェナザキンでございます。

こちらの概要に関しまして、7ページに記載がございます。一番下の「開発の経緯」のところになりますが、今回の評価に関しましては、インポートトレランス設定の要請がなされたことを受けた形での評価ということでございます。

食品健康影響評価に関しまして、30ページ、31ページに記載がございます。30ページの下から4つ目の段落でございますとおり、暴露評価対象物質に関しましては、親化合物フェナザキンと代謝物M12という2つが設定されております。ADIに関しましては、同じページの下にございますが、2年間のラットの慢性毒性／発がん性併合試験の結果から得られた値に基づきまして設定をされております。

急性参照用量に関しましては、値は30ページから次のページにかけて記載がございますが、別途、検討結果に関しましては、34ページの表30にまとめてございます。この中から、ラットの発生毒性試験の結果で得られました無毒性量をもとに設定を今回してございます。

最後、資料2-4をお願いいたします。殺菌剤のフルトラニルです。

こちらの剤の概要に関しましては、12ページに記載がございます。一番下の「開発の経緯」にあります。今回の評価に関しましては、適用拡大に係る評価要請ということでの検討になりました。

食品健康影響評価に関しましては、41ページ、42ページに記載がございます。41ページの下から8行目になりますが、暴露評価対象物質に関しましては、親化合物のみということで設定がされており、その次の42ページにADIとARfDの記載がございますが、ADIに関しましては、前版までと変更ございません。

今回検討いたしました急性参照用量に関しましては、このページでは設定の必要なしと書かれてございますが、検討の経過といたしましては、50ページを御覧ください。表27としてまとめてございます。検討対象になりましたのは、ここに挙げました3つの試験成績でございますが、御覧のとおり、この結果からカットオフ値を上回りましたので、結果として設定の必要なしということでの結論でございます。

以上、4剤の概要についておさらいをさせていただきましたが、いずれの資料の最後のページに記載がございますとおり、今回、国民からの意見・情報の募集を行いました結果といたしましては、いずれの評価書案に関しましては、期間中に寄せられました意見・情報はございませんでした。

したがって、基本的にこの評価書案をもってリスク管理機関にお返ししたいと思っ

ている事案でございます。

報告は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。よろしいですか。

それでは、本件については、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちイソフエタミドのADIを0.053 mg/kg 体重/日、急性参照用量を3 mg/kg 体重と設定する。シクラニプロールのADIを0.012 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量は設定する必要がない。フェナザキンのADIを0.0046 mg/kg 体重/日、急性参照用量を0.1 mg/kg 体重と設定する。フルトラニルのADIを0.087 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量は設定する必要がないということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

次に、動物用医薬品、飼料添加物及び農薬1品目に関する食品健康影響評価についてです。

本件は、既に専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。それでは、事務局から説明してください。

○関野評価第一課長 それでは、資料2-5を御用意ください。今回、オキシテトラサイクリンに関しまして、評価書案を第3版ということでもとめました。

まず経緯でございますが、6ページをお願いいたします。6ページの下になりますが、第3版関係ということで、ページをめくっていただきまして7ページになりますが、本年5月に要請事項説明を受けた後、農薬専門調査会で審議を行ってまいりました。そして、9月6日の本委員会におきまして審議結果について御報告をさせていただき、翌日から、国民からの意見・情報の募集を行ったものになります。

次に、13ページをお願いいたします。13ページに剤の概要がございますけれども、最初の「1. 用途」というところになりますが、この評価書に関しましては、オキシテトラサイクリンの他、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリンに関しての記述がございますけれども、今回の評価依頼に関しましては、農薬の用途を唯一持つオキシテトラサイクリンに関しまして、関係の資料が提出されましたので、それに基づいて評価を行ったということでございます。あわせて、急性参照用量の設定についても検討を行った結果でございます。

経緯に関しましては、15ページの上から2行目から4行目にかけて記述がございます。

今回、適用拡大を受けた形での評価ということになりました。

結果に関しましては、食品健康影響評価のところのみおさらいさせていただきますが、86ページに「Ⅲ．食品健康影響評価」のページがございます。今回、検討を行いましたのは、ページが少し後ろになりますけれども、88から89ページになります。ADIに関しましては、当初からのグループADIとして、89ページになりますが、既に決められておりまして、この値に関しましては変更ございません。

89ページの5．に書いてございます急性参照用量のところ、今回新たに検討したところになります。こちらに関しましては、95ページの表33に、検討対象になりました試験成績をまとめてございます。表33の中から、ヒトにおける試験成績に基づきまして、急性参照用量が今回設定されてございます。

この評価結果につきまして、国民からの意見・情報の募集を行いました。その結果は、この資料の最後から1枚めくっていただいたところ、「参考」ということで示してございます。9月7日から10月6日まで行いましたが、その期間中に寄せられました意見・情報はございませんでした。

したがって、評価書案の内容につきましては、基本的にこの内容をもってリスク管理機関にお返ししたいと思っております。この資料の最後のページに1点だけ、正誤ということで記載の変更させていただいた上で、通知したいと考えているところでございます。

最後のページ、表になってございますが、右側が変更前でございまして、評価書の中の略称を示した別紙1というページに該当するのですが、当初「プロムスルファレイン」と書いてありましたが、この部分、正確な記載ということで、左側にございますとおり「プロモスルフォフタレイン」ということで、ここは記載の変更をさせていただきたいと思っております。

報告につきましては、以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件については、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちオキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンのグループADIを0.03 mg/kg 体重/日、オキシテトラサイクリンの急性参照用量を0.03 mg/kg 体重と設定するというでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございました。

次に、飼料添加物 1 品目に関する食品健康影響評価です。

本件については、今月18日の第626回委員会会合において農林水産省から評価依頼があった際に、本委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しているため、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」に基づき検討を行い、委員会において審議し、必要に応じて評価書を改訂することといたしました。本日、その審議を行いたいと思います。

まず、担当の熊谷委員から説明をお願いいたします。

○熊谷委員 本件につきまして、本委員会で直接審議していただくため、評価書案を資料として提出しております。

前回の会合において説明しましたとおり、新たに提出された資料の内容からは、新たに安全性について懸念させるような知見は認められず、評価結果に変更はありません。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いします。

○鋤柄評価第二課長 では、お手元の資料2-6に基づいて御説明いたします。

まず、3ページをお願いいたします。審議の経緯ですが、本フィターゼについては、本年3月に評価結果を1度通知しております。今回は、本フィターゼについて、ポリビニルアルコールの水溶液を加えて製剤を製造する成分規格の変更について評価要請があったことに伴い、第2版の評価を行ったものでございます。

以下、今回の評価要請に伴い新たに追記した記載を中心に説明いたします。

13ページをお願いいたします。「12. 豚又は鶏が飼料から摂取するポリビニルアルコール量について」として、豚または鶏が摂取する一日当たりのポリビニルアルコール量が微量である旨を記載しております。

その下の「Ⅲ. 国際機関等における評価」の「1. EFSAにおける評価」の最後の段落でございませけれども、ポリビニルアルコールを使用した製剤について、ヒトに対して安全であると結論づけた旨を記載しております。

続いて、13ページの一番下から「Ⅳ. 食品健康影響評価」でございませ。

次のページの9行目でございませが、ポリビニルアルコールを使用した製剤については、6-フィターゼの飼料への添加量は評価済みの製剤と同じであり、畜産物を介してヒトが摂取するポリビニルアルコール量は極めて微量であると判断した旨を記載しております。

以上から、結論としては、本フィターゼが飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられるとしております。

本件につきましては、評価結果に変更がないことから、意見・情報の募集は行わず、この結果を評価機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 確認だけなのですがすけれども、「12. 豚又は鶏が飼料から摂取するポリビニルアルコール量について」という記載がありますけれども、ここの豚または鶏が一日当たりに摂食するポリビニルアルコール量を算出したところ、その摂食量はJECFAで設定されたADIと比較して微量であるということで、この摂食量というのはヒトではなくて、豚や鶏が餌からとったものがそのADIよりもさらに低かったと、そのように理解してよろしい訳でしょうか。

○鋤柄評価第二課長 さようでございます。

○村田委員 では、ヒトが食べる量は、さらにそれよりずっと低いということですね。分かりました。

○佐藤委員長 他にはどなたか御質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定しました評価結果と同じ結論、すなわち飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられるということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(3) その他

○佐藤委員長 他に議事はありますか。

○松原総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週11月1日14時から開催を予定しております。

また、26日水曜日14時から「農薬専門調査会評価第一分会」が非公開で、27日木曜日「動物用医薬品専門調査会」が14時から公開で、15時30分から非公開で、来週31日月曜日10時から「添加物専門調査会」が公開で、14時から「農薬専門調査会幹事会」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第627回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。